時事新報

第千三百三十號
明治十九年七月十七日　土曜日
舊丙戌六月十六日（戊寅）
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲タル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ郵送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
●東京●横濱、横須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、函根、七湯、韮山、修善寺、三嶋、沼津、原、吉原、興津、清水、靜岡、濱松、島田、藤枝●大阪、京都、大津、和歌山●神戸、岡山、笠岡、尾ノ道、福山、廣島、鳩原、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡崎、豐橋、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ巻、函館、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、館林●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川、其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク郵送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

米は損あり（昨日の續）

中外物價新報又曰く

昨年の如く甚しき飢饉說ありて一時正米七圓五六十錢まで昇りたる時にても米の輸入高ハ僅に二十九萬五千九百八十九担（此の代價六十七萬四千三百二十九圓餘）なりしが夫れさへ皆非常の損失をして漸くに片付けたると得たる位なるに引換へ我邦より海外へ輸出せしものは卅一萬七千七百七十九担（此の代價七十六萬六千七百五十九圓餘に達せり云々

昨年中南京米輸入の傍に日本米の輸出もありたる事は事實に相違もあらず然れども此事實は日本人が米作と廢して養蠶を爲さんとそるの針路に何等の故障とも持來らざるもの〳〵如し物價記者は日本米は他國に珍重せらき一年三千萬斤も輸出なる品物ゆゑ日本に此米を耕作するが得ありとの了見なるらんかなれども我輩の考はこれに異なり何故日本米の輸出があるぞといふに日本には米が餘りて直段甚だ安きがゆゑなり何故米の澤山ある國に南京米と輸入するぞといふに南京米ハ割合に直段安く日本米と食ふよりも得なればなり近來日本には貧民甚だ多く殊に農民の如きは實際衣食に差支え中には餓死する者さへもあり一方には米穀餘りありといふては前後不揃の盲のやうなれども其實は然らず日本の農民等ハ一方には利益甚だ少なき稻田と粒々辛苦しく耕作し其收入する所依然として野蠻未開の日に同じく一方には海陸軍備外國交際教育法律衣食住居の事に至るまで悉く皆文明開化人たるに不足なからんふと期して其費用に貰らさざるより數理の自然に於て是非とも困窮せざると得ず遂にハ一石僅かに五六圓の米さへも自ら作て自から食ふこと能はず去ればとて隣人もこれを食ふれ力なく國民半は內に飢て其飯米たるべきものは纔かに其消費口と海外に求むるを俟たるなり是れ或は日本國民が平生米と作るの應報なりといふも可なるらん我輩が常に早く米を廢して桑と植えよと云ふも決して其理なきにあらざるなり然らば自今大に米の直段を引上げ大に海外に輸出して大に日本國民と富ませれ工風は如何といふに恐らくは物價記者にも此工風の持合せはあるまじ唯我輩は百年千年待ちりとて斯る空想の實際に行はるべき時節の到來するみとなしと斷言せんのみ米は元と熱帶地方の産物にして近年追ひ〳〵世界の貿易の進歩するに從て歐米市場にも漸くその需要を增したりといへども誠に殘念なるは需要の增加に連れて米價の次第に下落そるの一事なり英國ロンドンの市場にて今より廿五年前西曆千八百六十一年には米の平均相場百十二英斤に付英貨十二シルリング十ペンス（一石凡そ九圓五十錢）なりしが十二年前千八百七十四年には同十シルリング三ペンス（一石凡そ七圓六十錢）に下落し本年千八百八十六年の一月より四月まで四箇月間の平均相場にては同七シルリング十一ペンス（一石凡そ五圓九十錢）に下落したり是則ち世界の大勢なり文明開化の向ふ所天下に敵なし物價記者が何程に力身たりとて米價復古の機略到底奏功の見込なきが如え斯る恐ろしき時勢に遭遇しながらも尙ほ安閑として變則の稻田を耕さんと欲そるが如きは實に氣の知れぬ限といふべけれ

中外物價新報又曰く

若し夫れ時事新報記者の云ふが如く稻田麥畝を廢して桑園に變化し生糸は需用廣きが故に專ら桑樹の培養ふのみ力と盡して米穀を悉く南亞細亞より仰ぐとせん歟其曉に至り若し天災事變の爲め全國の養蠶不出來にして伊、佛、支那等の養蠶好况なるときは如何米麥と買ふの餘力なれば尙可なるが如きにもせよ蓋し非常の難澁を一般の頭上に及すことあるべし又唯だ米穀供給の場所と賴むる南亞細亞又は之を需用する淸國にして米作凶歉なる平若くは小麥れ供給地なる北亞米利加に飢饉の變あるときは如何我が國民の食ふべき米麥は何れの所より仰ぐべきや是又殆んど言ふに忍びざるの困難と生ずべし云々

是れ物價記者が稻田を變えて桑田と爲すを非難する最後の詰問にして此詰問には我輩も少々返答に困ると申すは我輩とて元と記者と同じく凡夫れ一人なきば我日本が彌々養蠶國と爲りたる後天災事變の爲め全國の養蠶不出來の事果して有るべしとも亦果して無かるべしとも何れにも爰に前言することは出來ざるなり又安南、暹羅、緬甸、印度幷に米國などに大饑饉の變事ありて日本人が米麥の買出しに差支ゆるやうの場合果して有るべきや無かるべきや是亦豫め明言することは出來難し併しながら天災事變ハ養蠶のみに限らず米作牧畜漁獵鑛山製造商業等一もこれを免かるゝこと能はず殊に米作の如き日本にては冷氣の爲め印度地方にては旱魃の爲め全國を通して一年の收穫殆んど皆無となり非業に數多の人命を奪ひし例甚だ多し然れども養蠶は限りて特に危險の大なる前例なく或は却て米作の方に浮要の性質多しとそる以上は萬一の天災と慮りて米に固着し桑を擯斥そるの理由毛頭なきが如し又印度米國等が大饑饉にして日本に輸入すべき穀物が品切れとならば如何などいふが如きは聊か物價記者ハ過慮に屬するものゝして寧ろノア時代の大洪水が明治年間に再來そることを心配して十藏を賣りて船と買入れ置かんとするの類に近からんか若し日本人にしてセッセと養蠶に勉强して金を溜め置らんには此文明開化の世の中に餓死の心配は甚だ無用なり金さへあらば如何なる凶年饑饉たりとも山海萬里の珍味に飽いて悠々此年を永うせんこと誠に自由自在なり然るに今我輩が此金を得るに數倍の便利あり數倍の不利ある米作と養蠶を廢せよといふを見て中外物價新報記者が平生十呂盤上の事ゝ顕微あるにも拘はらず大にこれに不同意を表するとは我輩一圓其意の在る所を知ること能はざるなりてサカ米がなくなりては米商會所米屋町邊の衰微を來たそうらと申す譯にてはあるまじ（畢）

官報

○東京府布達第六十七號

明治十九年度區部共有金臨時支出收入豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通相定ム

明治十九年七月十六日　東京府知事高崎五六

明治十九年度區部共有金臨時支出豫算

一金二千圓（洲崎海面新地築造費）（內）金千二百四十九圓四十錢（堤防改築費）金七百五十圓六十錢（敷地買上費並家屋移轉料）

明治十九年度區部共有金臨時收入豫算

一金二千圓（瓦斯局拂下ヶ代廿年度分繰上收入金ノ內）

●虎列剌

流行地	月日	新患者	新舊死亡
兵庫縣（但シ神戸區ニ新患十四人新舊死亡十三人）	七月十三日	三十六人	三十六人
岡山縣	同	十七人	十八人
廣島縣	同	四十一人	四十一人
大坂府（但シ四區西成郡ニ新患五十二人新舊死亡五十七人）	七月十四日	百三十一人	百十三人
京都府（但シ上下兩京區ニ新患十八人新舊死亡六人）	同	十四人	十一人
兵庫縣（但シ神戸區ニ新患二十八人新舊死亡二十八人）	同	三十二人	三十人
岡山縣	同	十六人	十五人
廣島縣	同	五十四人	二十六人
和歌山縣	同	三人	三人
愛媛縣	同	二十二人	十九人

合計（十四日）新患二百七十二人新舊死亡二百十七人

○流行地外虎列剌　北海道札幌去る十二日新患三人、同十三日舊患死亡二人、同十四日新患一人、神奈川縣一昨十四日新患六十八人、新舊死亡二十九人、新潟縣去る四日より十日迄新患四人、同死亡一人、愛知縣去る十一日十二日新患六人、同死亡二人、長野縣一昨十四日新患一人、栃木縣去る十日新患一人翌日死亡、群馬縣昨十五日新患一人、三重縣去る十三日新患三十八人、同死亡二十四人、鳥取縣去る十一日新患一人翌日死亡、德島縣去る十三日新患一人、佐賀縣去る十三日新患一人、山口縣去る七日新患三十四人、新舊死亡二十四人、島根縣去る十三日十四日新患七人

○虎列剌患者週報　去月二十八日より本月四日に至る一週間に於ける大坂府外一府五縣の虎列剌患者員數は已に官報第九百六號を以て報告せしか其の後本週間に於て發生したる患者の員數は左表の如し而して之を前週間に比較すれば大坂京都愛媛の府縣は稍々患者と減少し兵庫岡山廣島和歌山の諸縣は之に反して增加そと雖概して之を通算すれば本週の前週より減少すると患者五十四人死亡三十二人なり

流行地（自七月五日至同十一日）	患者	新舊死亡	患者毎百ニ付死亡比例
大坂	一、〇三三	七八八	七六、三六
京都	一二八	一〇六	八二、八一
兵庫	二八五	二四三	八五、二六
岡山	一〇五	六二	五九、〇四
廣島	二九七	一八五	六二、二九
和歌山	五四	三九	七二、二二
愛媛	一七九	一一八	六五、九二
合計	二、〇八〇	一、五四一	七四、〇九

○外國人に土地所有を許さゝる議案の可決　去る六月二日費府發の電報に據れば合衆國上院は外國人に土地所有を許さゝる旨の議案を可決せり該議案の大要は凡合衆國々民たらんと欲そるに非ざる者は合衆國內に土地を所有することを得す又會社は鐵道、運河、轄闊路に關係するものゝ非されば五百エーカー（凡二百四町）以上を所有することを得すと云ふにあり（以上本年七月十六日官報）